

訴 状

平成18年6月27日

大阪地方裁判所 御中

不当利得返還請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

原告住所・送達場所

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

原告 小林昌子

〒594-1155 大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

電話 0725 - 54 - 2626

FAX 0725 - 54 - 2626

被告 和泉市長 井坂善行

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

電話 0725 - 41 - 1551

FAX 0725 - 45 - 9352

訴訟物の価格 算定不能

印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告和泉市長は、稲田順三前和泉市長に対し1,574,555円及び平成17年5月21日から支払済まで年5分の割合による金員を和泉市に対して支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、和泉市の住民である。
- 2 被告井坂善行は、和泉市の市長である。
- 3 原告が被告に対し不当利得金返還請求を求める相手方は、下記の者である。
稲田順三
前和泉市長

第2 違法給与支給

1. 給与の支出

相手方稲田順三前和泉市長は逮捕拘留禁中に違法に給与を受領し、和泉市に損害を与えた。

2. 支出の違法性

(1) 事実関係

失職までの経緯

- イ.平成 17 年 4 月 13 日 競売入札妨害容疑で逮捕・拘留
- ロ.平成 17 年 4 月 15 日 林助役市長職務代理者に
- ハ.平成 17 年 5 月 2 日 競売入札妨害容疑で再逮捕、同日起訴される
- ニ.平成 17 年 5 月 6 日 稲田前市長辞表提出
- ホ.平成 17 年 5 月 26 日 稲田前市長失職

稲田前市長への給与支給

- イ.4 月分として 4 月 21 日に 986,222 円
 - ロ.5 月分として 5 月 20 日に 982,822 円
- が支給され、稲田前市長はこれを受領している。

- (2)稲田前市長が逮捕以降辞職までの期間に対し給与の支給を受けたことは、特別職の給与支給を定めた和泉市特別職の職員の給与に関する条例(条例第2号)に違反する。

特別職の給与の支給方法について

和泉市の条例では特別職の退職時の給与の支払方法について定めたものがないため、次の第8条によるしかない。

(支給方法等)

第8条 特別職の職員の給料の支給方法に関し、この条例に定めのない事項については、一般職の職員の例による。

一般職の職員の例によるとは

一般職の職員の例によるの解釈については、岐阜地方裁判所の平成14年(行ウ)第13号 町長給与等返還請求事件の判決で次のように言っている。

「給与の支給方法は一般職の例による」と規定しているところ、その「給与」、
「例による」及び「支給方法」については、次のように解釈すべきである。

ア 「給与」とは、給料、通勤手当及び期末手当をいう(同条例2条)。

イ「例による」という文言は、当該制度に他の同種の法律上の制度や法令の規定を包括的に当てはめるときに用いられる。したがって、他の制度に関する法令を当該制度にそのまま機械的に適用することができない場合があるが、その場合には、当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解釈してこれを適用すべきである。

ウ「支給方法」という文言は、地方自治法204条3項における「支給方法」と同様に解すべきであり、給与の「額」以外の支給に関する事項を広く包含し、給与の期間計算、支給期日等のほか、例えば、一定の場合に給与を減額したり、不支給としたりするか否かの基準等も含むものと解すべきである。

即ち、一般職の職員の例を適用するときは、当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解釈してこれを適用すべきである。

退職時の給与の支払いについて

一般職員の退職時の給与の支払いについては

(退職者の給料)

第8条 職員が退職し、又は死亡したときは、その当月分の給料の全額を支給する。ただし、懲戒処分又は欠格条項により解職された者には、前条第3項の規定により解職の日までの給料を支給する。

と定めている。市長には懲戒処分による退職は存在しないが、前述イの判決文の“当該制度の趣旨、目的に沿って、他の制度に関する法令を合理的に解釈してこれを適用すべきである”からして、今回の市長の逮捕・起訴に伴う退職は事案の性格上通常退職にあたる“職員が退職し、又は死亡したときは、その当月分の給料の全額を支給する”を適用するのは不適當であり、但し書きにある懲戒処分の場合を準用すべきである。

この場合前条第3項の規定とは

3 前項の規定により日割によって給料を支給する場合は、給料月額をその月の

日数(勤務時間条例第4条第1項及び第5条に規定する日を除く。)で除した額に、当該事由の生じた日から以前又は以後の勤務日数を乗じて算出するものとする。

とあり、所謂日割りで給与を算出すべきと規定されている。

即ち前市長辞職時の5月の給与は、当月給与の全額を支給するのではなく、辞職時までの日割りで給与を支給すべきである。

逮捕拘留以降失職までの給与支給について

ところで日割り計算の対象期間は前市長の失職日が前提となるが、逮捕されてから失職までの期間については、市長に勤務実態が存在しない。この場合の給与の取り扱いは、同じく第8条一般職の例により和泉市職員の給与に関する条例第29条が適用される。

(給与の減額)

第29条 正規の勤務時間に職員が勤務しなかったときは、その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。

とあり、勤務実態が無い場合は給与を支給しないと謳われている。

特別職であっても地方自治法204条において給与等について、長と一般職を同列に規定していることから、市長の給与についても一般職の前述規定が準用されると解するのが相当である。

稲田前市長は4月13日に逮捕以来勤務実態は無く、拘留期間中は弁護士以外の接見は許されず、弁護士を通じて市政に対する何らかの指示を与えた事実もない。即ち一切の公務に関与できない状態で、すぐさま林助役が市長の職務代理人となった。

市長については勤務時間の規定が無いいため、給与の減額は日単位に行うのが相当であり、そうすると、稲田前市長への給与支給は4月分については勤務実

態のある4月12日までの期間に見合う支給とし、5月分は全額不支給とすべきである。

特別職の逮捕拘留期間中の給与支給については、H15.11.26 岐阜地方裁判所 平成14年(行ウ)第13号町長給与等返還請求事件の判決においても、逮捕拘留期間中の給与支給は違法との判決が出ている。

(3) 市長失職までの期間の不当性とその間の給与支給について

市長は平成17年4月13日に逮捕以来一貫して容疑を否認した。その結果容疑を認め辞表提出に至るまで長期間を要し、加えて直ちに臨時議会を招集し市長の辞職を認めるべき所、職務代理者及び議会はそれを怠り、結果として失職まで長期を要した。

本来より高い倫理性を求められる市長の職にあるものは、逮捕に理由があればすぐさま辞職すべきであり、その後適切な対応がとられていれば市長の失職はもっと早く実現した筈である。

もともと稲田前市長の欺罔行為で起こった逮捕後の不当な長期在任期間への給与の支給は社会通念上許されない。

(4) 一般職員との処分の不均衡について

本件発生と同年1月に誠に遺憾な事であるが、元和泉市生活環境部理事が詐欺容疑で逮捕された。この時の処分を見ると1月26日に逮捕され、起訴後2月8日付けで懲戒免職の処分がなされた。懲戒免職以降は条例に従い給与支給の対象外となり、逮捕後も給与の減額処分がなされるべきであったが、本人の有給休暇の申請を認め当該期間中の給与は支給された。有給休暇を認めた市の対応に問題はあるが何れにしても逮捕後僅か10日余りで給与の支給が打ち切られた。

これに比べ前和泉市長の場合は5月分の給与迄支払われており逮捕後実に48日間の給与が支払われた事になる。本来より高い規範性が要求される市長の職にあるものの処分は一般職員より更に厳しい処分がなされるべきであり、その点から考えると本件の逮捕拘留以降の期間中の給与支給は著しく均衡を欠くものであり、これまた社会通念上許されない。

3. 相手方の責任

相手方稲田順三は、違法な給与支給を受け、よって和泉市に損害を与えたのであるから、その不当利得を返還する責任がある。

4. 不当利得額について

- ・平成17年4月分として給与全額986,222円を、4月述べ勤務日数20日、実際に勤務した日数8日で計算し 不当利得: $986,222円 \times 12日 / 20日 = 591,733円$
- ・平成17年5月分全額 982,822円
- ・合計 1,574,555円

第3 監査請求

原告は平成18年4月17日付けで、上記の違法な給与支給の返還請求を和泉市監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成18年6月13日付けで和泉市監査委員は、合意に達せずとの通知を受けた。

(甲第1号証参照)

第4 結論

よって、上記の通り、相手方は和泉市に対し不当利得を返還する責任があるところ、原告は、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、被告は相手方に請求の趣旨1記載の金品の支払を請求するよう求めるものである。

添付書類

甲第1号証・和泉市職員措置請求に係わる監査の結果について(通知)・写し

甲第2号証・和泉市職員措置請求書・写し

甲第3号証・請求人の陳述記録・写し

甲第4号証・関係部局職員の陳述記録・写し